

# 一宮市立赤見小学校PTA規約

## 第1章 名称

第1条 本会は、一宮市立赤見小学校PTAと称し、事務所を一宮市立赤見小学校に置く。

## 第2章 目的及び活動

第2条 本会は、家庭、学校及び社会の協力により、児童の教育の向上と福祉の増進を図るとともに会員相互の教養を高め、親睦を図ることを目的とする。

第3条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の活動をする。

- (1) 家庭と学校とが緊密な連絡をとり、児童の健全な育成を図る。
- (2) 児童の教育的環境の改善を図るとともに、児童の校外における生活指導を行う。
- (3) 成人教育を通じ、会員の教養と親睦を深め、地域社会の振興を助長する。

## 第3章 方針

第4条 本会は次の方針をもって活動する。

- (1) 本会は、教育を本旨とする民主団体として活動する。
- (2) 本会の活動において、すべての児童は平等に扱われ、児童及びその保護者の属性によるあらゆる形態の差別をしない。
- (3) 法令を遵守するとともに、会員の主体性、自主性を尊重し、その目的に沿った活動を行う。

## 第4章 会員

第5条 本会の会員は、赤見小学校に在籍する児童の父母（これに代わる者を含む）と同校に勤務する教職員とし、次によるものとする。

- (1) 本会は、入学時または転入時に、書面により入会の意思を示したものを会員とする。
- (2) 卒業、転校または異動などにより会員資格を失った場合は自動退会となる。
- (3) 会員から書面による退会の申し出があった場合は、これを妨げない。

## 第5章 会計

第6条 本会の経費は、会費、事業収入及び寄付金をもって支弁する。

第7条 会費は、保護者である会員は赤見小に在籍する児童一人につき、また教職員である会員は一人につき、年額1,700円（基本会費500円および月会費1,200円（1月あたり100円））とする。ただし、退会の場合は、月会費については在籍月数に応じて返金する。

第8条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

## 第6章 役員

第9条 本会には、役員として、会長1名、副会長1名、保護者代表1名、副保護者代表1名、書記1名、会計1名、学校代表2名（校長、教頭）をおく。

第10条 本会の役員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。また、補欠役員の任期は、前任者の残存期間とする。

第11条 本会は、若干名の顧問と相談役を置くことができ、会長が委嘱する。

第12条 本会の役員を選出は、次のように行う。

- (1) 相談役、役員、地区委員の若干名で選考委員会を構成する。
- (2) 選考委員会は、会員の中から役員候補者を指名する。
- (3) 役員は総会において、承認を得て決定する。

第13条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務をつかさどる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時はこれを代行する。
- (3) 保護者代表は、会員の保護者の代表として会の諸活動を推進する。
- (4) 副保護者代表は、保護者代表を補佐し、保護者代表不在の時は、これを代行する。
- (5) 書記は、議事を収録及び会の事務処理を行う。
- (6) 会計は、会計事務を行う。

第14条 役員は、任期終了後でも後任者の決定するまで、その職務を執行する。

## 第7章 委員

第15条 本会には、各町内で選出された地区委員を置き、第18条に定める委員会委員として、その仕事をつかさどる。

- (1) 地区委員は、地区のPTA家庭数10軒ごとに1名選出することとする。20軒に満たない場合でも

2名選出し、10軒未満の場合は少なくとも1名を選出する。なお、地区の状況に応じて地区委員を増員してもよい。

(2) もととする地区のPTA家庭数は、就学時健診以降、新1年の見込み家庭数を加え、6年のPTA家庭数を減じた数とする。

(3) 地区委員の児童の学年は問わない。

## 第8章 委員会

第16条 本会は、次の委員会を置く。

- (1) 役員会
- (2) 地区委員会
- (3) 特別委員会

第17条 役員会は、役員をもって構成し、会の全般にわたる事業を立案推進する。

第18条 地区委員会は、各町内で選出された地区委員をもって構成し、地域の活動に関する企画・実践に携わる。

第19条 特別委員会はPTA会員で構成し、必要に応じて組織し、運営にあたる。

第20条 特別委員会の委員長、副委員長には、原則として、保護者代表、副保護者代表、書記、会計となる。

第21条 本会の特別委員会の組織については次のとおりとする。

- (1) 第2条の「児童の教育の向上と福祉の増進を図るとともに会員相互の教養を高め、親睦を図る」という目的に鑑み、PTAの状況や会員の要望などに合わせ、必要に応じて組織する。
- (2) 特別委員会は会員からの立候補により組織される。

## 第9章 会計監査委員

第22条 本会の経理を監査するため、会計監査委員2名を置く。

第23条 会計監査委員は、地区委員会の中から推薦され、総会において承認決定される。

## 第10章 総会

第24条 総会は、年1回以上開催する。開催が対面によりがたい場合は、書面又は電磁的方法により開催することができる。

第25条 総会は、委任状を含め全会員の過半数の出席により、書面又は電磁的方法による場合は全会員の過半数の議決への参加により、成立する。

第26条 総会の決議は、出席者または参加者の過半数の同意を必要とする。なお、議決権は一会員につき1票とする。

## 第11章 付則

第27条 規約の改正は、総会において出席者または参加者の過半数の同意を必要とする。

第28条 町内会長・民生児童委員を協力委員とする。

第29条 本会の運用に必要な細則は、役員会において別にこれを定めることができる。

第30条 弔意については会長・副会長において協議し、決する。

- ・本規約は昭和57年4月1日から施行する。
- ・本規約は平成9年4月16日から改正実施する。
- ・本規約は平成10年4月23日から改正実施する。
- ・本規約は平成11年4月26日から改正実施する。
- ・本規約は平成12年4月20日から改正実施する。
- ・本規約は平成20年4月21日から改正実施する。
- ・本規約は平成26年4月17日から改正実施する。
- ・本規約は平成31年4月18日から改正実施する。
- ・本規約は令和4年4月25日から改正実施する。
- ・本規約は令和5年4月22日から改正実施する。
- ・本規約は令和5年11月8日から改正実施する。